

【7】自転車通学

自転車通学は、学校の許可を得た者に限る。なお、許可された者は以下の事項を必ず守ること。

- (1) 交通安全に留意し、法令で禁じられた行為は厳につつしむこと。
- (2) 自転車登録票を提出し、指定のステッカーをテール付近の泥よけに貼ること。
- (3) 自転車は所定の場所に駐輪し、確実に施錠すること。
- (4) ステッカーの紛失、破損の場合は生徒指導部に申し出て、再交付を受けること。
- (5) 登録自転車が替わった場合は、自転車登録票を更新すること。

【8】交通マナーの指導について

交通事故件数は年々増加し、高校生に関係する痛ましい単車事故も多発しており、府立高校生だけでも多数の死傷者が出ています。中には、生命は取りとめたものの、通学等に支障を来した者、加害者として多額の治療費や慰謝料等の支払いといった経済的負担で、学校生活を続けることが困難になった者もおります。この状況をふまえ、本校では、生命を守り、他人に迷惑をかけない観点から、学校とPTAが協力して、次の様な指導を推し進めて参ります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、下記項目をご理解の上ご協力を賜り、ご家庭でのご指導をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 交通ルールの遵守

ながら運転や車道での右側通行の禁止やヘルメットの着用や雨天時のカッパの着用の推奨など

2. 自動車・自動二輪・原付自転車・フル電動自転車・電動キックボード等の特定小型原動機付自転車での通学や制服着用時の運転・同乗の禁止

以上

【9】アルバイト

アルバイトは原則として認めない。ただし、家庭の事情等でやむを得ず行う場合は、事前に保護者、学級担任および生徒指導部で十分に相談の上許可するものとし、許可された場合は所定の「アルバイト届」を学級担任に提出すること。